

令和8年2月定例会

総務委員会資料

(消防本部)

秋田市火災予防条例の一部改正について

1 改正の背景について

近年、屋内の浴場等に設置するサウナ設備と異なる、屋外のテント等に放熱設備を設置する簡易的なサウナ設備の設置事例が増加していることを踏まえ、簡易的なサウナ設備の特性に応じた防火基準等について規定する必要があること。

また、令和6年に発生した輪島市大規模火災を受け、国が開催した検討会において、大規模地震時の電気火災対策が重要であるとされたことを踏まえ、住宅火災予防の更なる推進を図るため改正しようとするもの

2 主な簡易サウナ設備等



テント型サウナ



簡易サウナ設備

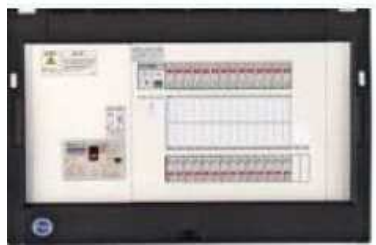


バレル型サウナ

3 簡易サウナ設備の主な基準（要約）

- (1) 建築物等から火災予防上安全な距離を保つこと。
- (2) 温度が異常に上昇した場合に熱源を遮断する装置を設けること。
- (3) 土間または不燃材料で造った床上に設けること。
- (4) 電線等は耐熱性を有するものを使用すること。
- (5) 本来の燃料以外の燃料を使用しないこと。

4 主な感震ブレーカー（地震の揺れを感知して電気を遮断する装置）



分電盤タイプ（内蔵型）



コンセントタイプ



簡易タイプ

・可搬式サウナ等の特性に応じた防火安全対策に関する検討会報告書（消防庁）（https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/items/post-154/03/houkokusyo2.pdf）を加工して作成
・多様な媒体を通じた効果的な広報活動の展開（消防庁）（https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/items/post-166/03/shiryoushi-2.pdf）を加工して作成

秋田市火災予防条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>目次 (略)</p> <p>第1条～第7条 (略)</p> <p><u>（簡易サウナ設備）</u></p> <p><u>第7条の2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置および構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</u></p> <p><u>(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等および可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。</u></p> <p><u>(2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動および自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造および管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第14号までおよび第17号から第18号の3まで、第2項第6号、第3項ならびに第4項を除く。）および第5条第1</u></p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1条～第7条 (略)</p>

項の規定を準用する。

(一般サウナ設備)

第7条の3 一般サウナ設備(簡易サウナ設備以外のサウナ設備(サウナ室に設ける放熱設備をいう。))をいう。以下同じ。)の位置および構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) (略)

(2) 一般サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動および自動の装置を設けること。

2 前項に規定するもののほか、一般サウナ設備の位置、構造および管理の基準については、第3条(第1項第1号および第10号から第12号までを除く。)の規定を準用する。

第8条～第29条の6 (略)

(住宅における火災の予防の推進)

第29条の7 市は、住宅における火災の予防を推進するため、住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器、感震ブレーカーその他の物品、機械器具および設備の普及の促進に努めるものとする。

2 市民は、住宅における火災の予防を推進するため、第29条の3第1項に定める住宅の部分のほか、台所その他の火災発生のおそれが大であると認められる住宅の部分における住宅用防災警報器等の設置に努めるものとする。

第4章 指定数量未満の危険物および指定可燃物の貯蔵および取扱いの技術上の基準等

第1節 指定数量未満の危険物の貯蔵および取扱いの技術上の基準等

第30条～第51条 (略)

(火を使用する設備等の設置の届出)

(サウナ設備)

第7条の2 サウナ室に設ける放熱設備(以下「サウナ設備」という。)の位置および構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) (略)

(2) サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動および自動の装置を設けること。

2 前項に規定するもののほか、サウナ設備の位置、構造および管理の基準については、第3条(第1項第1号および第10号から第12号までを除く。)の規定を準用する。

第8条～第29条の6 (略)

(住宅における火災の予防の推進)

第29条の7

市民は、住宅における火災の予防を推進するため、第29条の3第1項に定める住宅の部分のほか、台所その他の火災発生のおそれが大であると認められる住宅の部分における住宅用防災警報器等の設置に努めるものとする。

第4章 指定数量未満の危険物および指定可燃物の貯蔵および取扱いの技術上の基準等

第1節 指定数量未満の危険物の貯蔵および取扱いの技術上の基準等

第30条～第51条 (略)

(火を使用する設備等の設置の届出)

第52条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。

(1)～(6) (略)

(6)の2 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

(7) 一般サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。）

(7)の2～(15) (略)

以下 (略)

第52条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。

(1)～(6) (略)

(7) サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。）

(7)の2～(15) (略)

以下 (略)

議案第58号 秋田市消防団員の定員および任免に関する条例の一部を改正する件

秋田市消防団員の定員および任免に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
第1条 (略)	第1条 (略)
第2条 団員の定員は、 <u>1,700人</u> とする。	第2条 団員の定員は、 <u>2,100人</u> とする。
以下 (略)	以下 (略)

秋田市消防団員の定員および任免に関する条例の一部改正について

1 改正に至る目的と背景

人口減少および少子高齢化の進行により、消防団員の確保が年々困難となる中、社会情勢の変化や平成22年度以降進めてきた消防団組織再編の結果を踏まえ、現行の消防団組織体制に即した人員規模とする必要が生じている。

このため、消防団の組織体制の適正化を図り、将来にわたり地域防災力の維持・向上を図る観点から、団員定数および階級別定員について見直しを行うため、一部改正しようとするものである。

2 改正案の概要

秋田市消防団の定員および任免に関する条例の一部改正

	平成22年度改正	令和8年度改正(案)
定員	2,100人	<u>1,700人</u>
分団数・班数	32分団・185班	<u>32分団・146班</u>
団員数(充足率)	1,984人(94%)	<u>1,483人(87%)</u>

(数値は各年4月1日現在)

積算根拠(平成22年度改正の定員算定方法を基準とした。)

1班あたり10人運用を基準	1,850人	<u>1,460人</u>
水災害等対応人員 (1分団7～8人増員想定)	256人	<u>224人</u>
団本部人員	16人	<u>16人</u>
定員(計)	2,100人(調整-22)	<u>1,700人</u>

3 改正による効果

- (1) 現行の消防団組織体制に即した、適正かつ効率的な人員配置が可能となる。
- (2) 消防団運営の安定化を図るとともに、将来を見据えた持続可能な組織体制の構築に繋がる。
- (3) 消防団員および車両資機材の集約・充実を通じ、地域防災力の維持向上を図る。

※参考 秋田市消防団の組織等に関する規則の一部改正

階級(第2条第5項)	平成22年度改正	令和8年度改正(案)
部長(5号)	121人	<u>115人</u>
班長(6号)	258人	<u>178人</u>
団員(7号)	1,646人	<u>1,332人</u>

城東消防署新築移転事業について

1 事業概要

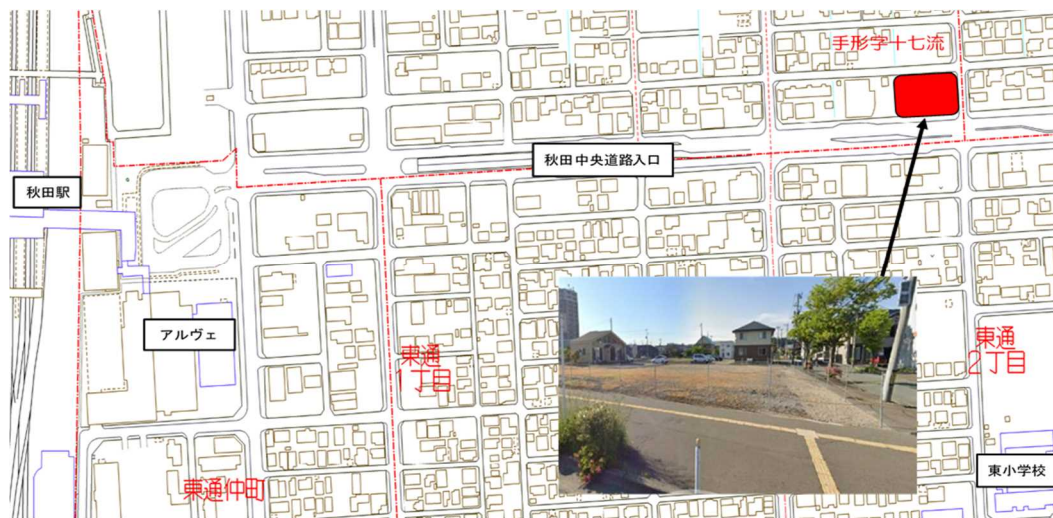
建設から45年が経過した城東消防署は、庁舎および訓練施設の老朽化が著しく、十分な機能を果たしていない状況にある。今後、本市の人口動向を踏まえつつ、消防力の適正な配置と、効率的で機動力のある消防サービスを提供するため、建設から36年経過した広面出張所との統合を行い、東部地区の新たな防災拠点として適地に新築移転をしようとするものである。

2 既存施設の概要

署所/項目	建築年月日	経過年数	階層	敷地面積	延べ床面積
城東消防署	S55.3.20	45年	3	1,654.73 m ²	1,258.33 m ²
広面出張所	H1.3.17	36年	2	832.89 m ²	364.59 m ²

3 移転候補地の概要

- (1) 場 所 秋田市手形字十七流 411 番地 他 3 筆
(2) 敷地面積 1,744.13 m²



4 事業費（令和8年度 4,143 千円 一般財源）

令和8年度は移転候補地の用地買収に必要な不動産鑑定のほか、既存建物の移転補償に伴う建物等調査を行うため業務委託費を計上する。

- (内訳) 不動産鑑定業務委託 909 千円
建物移転補償等調査業務委託 3,234 千円

5 署所配置状況

城東消防署と広面出張所を統合して新築移転することにより、下記の効果が見込まれる。

- (1) 各庁舎老朽化の対応
- (2) 公共施設保有数の縮小による維持管理費の削減
- (3) 人口減少による消防署所の設置必要数の管理
- (4) 各地域への良好なアクセス
- (5) 救急需要が高い地域（秋田駅周辺）への迅速な対応



6 事業計画

実施年度	実施項目
令和8年度	不動産鑑定・建物移転補償等調査業務
令和9年度	用地買収・移転補償・基本計画設計・地質調査
令和10年度	構造設計・実施設計
令和11～12年度	新築工事・事前家屋調査
令和13年度	開署・旧庁舎解体